

議案第 1 1 号

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部
を改正する条例（案）

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（教職調整額の算定の特例）

2 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第 号）による改正後の川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「新給与条例」という。）附則第33項の規定の適用を受ける教育職員の教職調整額の算定の基礎となる給料月額は、同項の規定により算定された額とする。

3 新給与条例附則第33項の規定の適用を受ける教育職員であって、新給与条例附則第35項（新給与条例附則第36項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第37項又は第38項の規定により給料を支給されるものの教職調整額の算定の基礎となる給料月額は、前項の規定にかかわらず、新給与条例附則第33項の規定により算定された額と新給与条例附則第35項、第37項又は第38項の規定により支給された額との合計額とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

制 定 理 由

地方公務員法及び川崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 昭和46年12月24日条例第59号</p>	<p>○川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 昭和46年12月24日条例第59号</p>
<p>第1条 略</p>	<p>第1条 略</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。ただし、川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。</p>	<p>第2条 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。ただし、川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p><u>（施行期日）</u></p>	
<p>1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、昭和47年1月1日から施行する。</p>
<p><u>（教職調整額の算定の特例）</u></p>	
<p>2 <u>川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第●号）による改正後の川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「新給与条例」という。）附則第33項の規定の適用を受ける教育職員の教職調整額の算定の基礎となる給料月額は、同項の規定により算定された額とする。</u></p>	
<p>3 <u>新給与条例附則第33項の規定の適用を受ける教育職員であって、新給与条例附則第35項（新給与条例附則第36項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）</u>、<u>第37項又は第38項の規定により給料を支給されるものの教職調整額の算定の基礎となる給料月額は、前項の規定にかかわらず、新給与条例附則第33項の規定により算定された額と新給与条例附則第35項、第37項又は第38項の規定により支給された額との合計額とする。</u></p>	